

# 出前研修

～市町村等の独自研修をサポート！～



## ◆研修のねらい

この研修は、各団体に講師を派遣することにより、市町村等の職員へ研修の機会をより多く提供します。

また、自由度の高い研修科目設定や住民参加も可能とし、市町村等が独自性のある研修の企画・運営が行えるようサポートします。

## ◆支援内容

### ≪費用≫

- ・外部講師の謝金・旅費は宮崎県市町村振興協会が負担します。  
※ただし、研修修了後、講師を含めた意見交換会等を実施し、講師が延泊する必要が生じた場合は、延泊に伴う費用は各団体に負担していただきます。
- ・当協会の旅費規程が適用されない場合の旅費等は、各団体に負担していただく場合があります。
- ・オンライン研修も対象です。講師側で発生する賃借料等のオンライン費用は協会が負担します。

### ≪派遣講師≫

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| ①単独の団体に開催する場合    | 宮崎県職員、宮崎県市町村職員研修センター職員      |
| ②複数の団体に共催する場合    | 外部講師、宮崎県職員、宮崎県市町村職員研修センター職員 |
| ③住民と団体が共同で開催する場合 | 外部講師、宮崎県職員、宮崎県市町村職員研修センター職員 |

### ≪開催条件≫

- |   |   |
|---|---|
| ①単独の団体に開催する場合                             | 受講者数が概ね20名以上であること                               |
| ②複数の団体に共催する場合                             | 受講者数が概ね20名以上であること                               |
| ③住民と団体が共同で開催する場合(NPO法人やまちづくり関係団体の参加なども可能) | 受講者数が概ね20名以上で、そのうち1/3以上は住民(職員、会計年度任用職員は除く)であること |

### ≪注意事項≫

- ・実施する内容は「研修」に限ります。相談会、講演会等は対象外です。
- ・採択後に、提出した計画書の研修内容や時間等の変更が生じた場合は、必ず届け出てください。
- ・宮崎県市町村職員研修センター職員による研修科目は「公務員倫理研修」、「接遇研修(初任者向け)」です。

## ◆令和7年度の実績(一部抜粋)

### ≪外部専門講師の派遣による出前研修≫

- ・接遇研修(宮崎市・国富町・綾町の令和7年度新規採用職員)
- ・共助でつくる災害に強い地域研修(都城市職員及び都城市議会議員、住民団体(自治公民館))
- ・世代間コミュニケーションの取り方研修(門川町職員及び近隣市町村職員(日向市、美郷町、椎葉村))
- ・接遇研修、法務研修(日向市及び近隣市町村職員(門川町、美郷町、椎葉村、諸塚村))
- ・カスタマーハラスメント研修(西都市職員及び西都児湯環境整備事務組合職員)
- ・人事評価研修、事業スクラップ研修(国富町職員及び綾町職員)
- ・ハラスメント研修(西臼杵広域行政事務組合消防本部職員及び高千穂町職員、日之影町職員)
- ・後期高齢者医療保険料の滞納整理研修(宮崎県後期高齢者医療広域連合職員及び県内市町村職員)

### ≪宮崎県市町村職員研修センター職員の派遣による出前研修≫

- ・接遇研修(日南市会計年度任用職員、小林市新規採用職員及び会計年度任用職員)
- ・公務員倫理研修(日南市会計年度任用職員、門川町職員及び会計年度任用職員)

# ひとづくり助成金交付事業

助成金



【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、中央の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、費用の一部を助成します。

◆助成対象

- 【研修機関】
- ① 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
  - ② 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)
  - ③ 自治大学校
  - ④ 国土交通大学校
  - ⑤ 一般財団法人全国建設研修センター
  - ⑥ 地方共同法人日本下水道事業団
  - ⑦ 一般財団法人地域活性化センター
- 【対象者】 市町村等の職員(特別職を除く)
- 【対象期間】 当該年度の1月31日まで



◆助成内容

- ① 市町村職員中央研修所…………… 1名あたり 40,000円
  - ② 全国市町村国際文化研修所…………… 1名あたり 30,000円
  - ③ 自治大学校…………… 納入研修経費に 2/3 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
  - ④ 国土交通大学校…………… 1名あたり 40,000円
  - ⑤ 全国建設研修センター…………… 1名あたり 40,000円
  - ⑥ 日本下水道事業団…………… 1名あたり 40,000円
- } オンライン研修は納入研修経費に 1/2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)  
1名あたり上限 20,000円  
(ただし、九州内の会場は1名あたり 20,000円)
- ⑦ 地域活性化センター…………… 1名あたり上限 40,000円

\*各団体申請額を合算した申請総額が予算額を上回った場合は、予算額を各団体の申請額で按分した額となります(千円未満切捨て)。

\*他助成金等との重複はできません。

ひとづくり助成金交付実績(市町村等別派遣者数)

年度	団体名	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	広域連合	後期高齢者医療	合計		
令和5年度	①市町村アカデミー	19	6	7			5	1	3		1		5					1	1		3										52	
	②国際文化アカデミー	14	2	2		1	4		2					2	1			2			2			2							34	
	③自治大学校	3	2	3			1						3																			12
	④国土交通大学校	10	2	4			2																									18
	⑤建設研修センター	8	10	9			1																									28
	⑥日本下水道事業団	16	1	2	2	1	3																									25
	⑦地域活性化センター			3			1																									4
	合計	70	23	30	2	2	17	1	5		1		8	2	1			3	1		5				2							173
令和6年度	①市町村アカデミー	12	7	4			3		5				3	1						3	1	1									40	
	②国際文化アカデミー	13	3	1		1	13		1		2				6	2		3			1										46	
	③自治大学校	3	2				1						3																		9	
	④国土交通大学校	9	1	4	1		1	1																								17
	⑤建設研修センター	6	12	9			1					1																				29
	⑥日本下水道事業団	16	2	3	2	1	3																									27
	⑦地域活性化センター						1																									1
	合計	59	25	23	3	2	23	1	6			3	6	1	6	2		3		3	2	1										169
令和7年度	①市町村アカデミー	16	3	6	1			1	2			1	3						1												35	
	②国際文化アカデミー	16	5	1		2	7		1		1			1	4			1													39	
	③自治大学校	1	1	2									2																			6
	④国土交通大学校	8	2	4			1	2																								17
	⑤建設研修センター	6	10	11			2	3			1							1														34
	⑥日本下水道事業団	20	1	5	2		3		1																							32
	⑦地域活性化センター						1																									1
	合計	67	22	29	3	2	14	6	4		2	1	5	1	4			2	1										1			164

# アカデミー派遣推進助成金



## 【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、対象の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、研修に要する費用を助成します。

## ◆助成対象

- 【研修機関】 ① 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)  
② 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)
- 【対象研修】 連続する5日間以内の研修
- 【対象団体】 平成28年度から「ひとづくり助成金」の活用実績のない団体  
えびの市、西米良村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
- 【対象人数】 各団体1名まで
- 【対象期間】 当該年度の1月31日まで

## ◆助成内容

研修機関に職員を派遣するために必要な経費(旅費、研修負担金、その他研修に要する費用で協会の理事長が必要と認めるもの)を助成します。ただし、当該年度の「ひとづくり助成金交付事業」と重複して助成を受けることはできません。

※各団体申請額を合算した申請総額が予算額を上回った場合は、予算額を各団体の申請額で按分した額となります(千円未満切捨て)。

※他助成金等と重複して助成を受けることはできません。

# 固定資産税事務研修助成金



## 【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、対象の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、研修に要する費用を助成します。

## ◆助成対象

- 【研修機関】 一般財団法人日本経営協会九州本部
- 【対象研修】 上記機関が実施する対面研修またはオンライン研修で、固定資産税事務の土地・家屋の課税や評価に関する内容のもの
- 【対象者】 市町村等の職員で固定資産税の事務に従事する者
- 【対象期間】 当該年度の1月31日まで

## ◆助成内容

研修機関に職員を派遣するために必要な経費(旅費、研修負担金、その他研修に要する費用で協会の理事長が必要と認めるもの)を助成します。ただし、助成金の額は各団体10万円を上限とします。

なお、この助成は固定資産税事務研修の廃止に伴い実施するもので、助成期間は令和9年度までの予定です。

※他助成金等と重複して助成を受けることはできません。